

発議第6号

根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書案

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年6月27日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 今西和雄

賛成者 同 小椋哲也

同 戸田憲悦

同 佐藤初雄

同 外山浩司

根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書

我が国固有の領土である北方領土に隣接した根室海峡海域においては、昭和63年頃よりロシア連邦トロール漁船による操業が始まって以来、当該海域のスケトウダラ資源が激減しており、羅臼地区においては、減船や休漁などの自主的な漁業再編対策を余儀なくされてきたところである。

また、近年は、羅臼地区のみならず、標津や野付地区においても、スケトウダラやコマイ、カレイなどの沿岸資源に大きな影響が見られ、これ以上資源が減少した場合、根室海峡海域で操業する漁業者の経営が成り立たなくなるばかりか、漁業を主産業として発展してきた地域の産業構造そのものも崩壊につながる極めて重大な局面を迎えている。

さらに、平成10年からの長きにわたり操業が行われてきた北方四島周辺水域における安全操業は、これまでロシア連邦トロール漁船による漁具被害が相次いで発生する中、操業を続けてきたが、令和5年1月以降、枠組み協定に基づく政府間協議が行われないことにより、出漁すらかなわない状況が続いており、漁業者の経営はもとより、水産加工や流通などの関連産業を含む地域経済への一層の影響が危惧される。

これまで、毎年、地元から国に対して申入れが行われているが、依然としてロシア連邦トロール漁船の操業が行われており、特に昨年は、スケトウダラやコマイの産卵期を含む3月から4月の延べ操業隻数が過去30年で最多となるなど、沿岸資源の減少に拍車をかける極めて憂慮すべき事態となっている。

よって、国においては、根室海峡海域で操業する漁業者の安定的な経営の継続はもとより、漁業を主産業とする地域経済の存続に向け、当該海域におけるロシア連邦トロール漁船操業の抑制など実効ある措置が早期に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

北海道野付郡別海町議会議長 西原 浩

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣 沖縄及び北方対策
担当大臣